

## 大区小区制下の地方行財政

静岡県駿東郡御殿場・小山地方の村々を事例として

筒井正夫

### はじめに

本稿の課題は、明治5年(1872)4月9日の太政官布告第百一七号と同年10月10日の大蔵省布達第百四六号によって施行された大区小区制下において、実際の地方行財政はいかに展開したのかを、特に末端村落に焦点を当てて考察することである。

周知のように近年、大区小区制をめぐる研究は大きく進展し、従来、この制度は旧来の幕藩体制下までの郡や町村とは無縁の区域として新たに設定され、町村は法的根拠を失って小区の中に埋没したとしてきた通説は修正され、廃藩置県以後の府県では町村を行政単位として認めた例が多く、近世の大庄屋的秩序を継承するかたちで大区小区の設定が行われたとする研究が相次いで登場した<sup>1)</sup>。

また各府県の大区小区制の実態究明も進み、行政区の規模や組織に関する詳細な規定がなく「土地ノ便宜ニヨリ」というように地方官の自由裁量に委ねられたこの制度の多様な実態が解明されてきた<sup>2)</sup>。その中で、大区小区の区域が藩制期とは異なる形で設定さ

れる事例に着目し、また明治政府の現状打破の姿勢のもと、区戸長はもとより村に置かれた副戸長等の準官吏的側面を強調し、改めて藩制期との断絶性を確認する研究も現れている<sup>3)</sup>。

本稿は、こうした研究状況に照らして、静岡県駿東郡の北部地域＝現御殿場市・小山町地域における実態を紹介したい。その際、大区小区制下における行政区画がいかに設定され、そのもとで末端の村がどのように位置付けられたのか、さらに政府 県は、諭告や布達を通して、近世来の共同体的秩序を有する村落をどのようにして国家行政の末端に編成しようとしたのかを明らかにしたい。

大区小区制のもとでは、戸籍業務の続行、小学校の建設と運営、地租改正事業の展開、徴兵令の施行といった近代国民国家を形成する上で不可欠の事業が、矢継ぎ早に進展する。そうした施策に対し、村々はどのように対応し、そこで名望家と呼ばれる地域のリーダー達はいかに行動したのであろうか。本稿では特に、小学校建設と地租改正がもたらした地域変容のあり方に焦点を当てて考察したい。

1) 田島昇「大区小区制と区会議について」『近代史研究(福島近代史研究会年報)』6号、1983年。奥村弘「「大区小区制」の地方行財政制度の展開 兵庫県赤穂郡を中心として」『日本史研究』258号、1984年。こうした研究動向については、「旧村埋没論」の批判克服を目指した主要な論稿を紹介した鈴木英一「大区小区制下の村について 「旧村埋没」論をめぐる研究史の整理と克服のために」『史学』62巻1・2号、を参照。

2) 茂木陽一は全国的な事例研究を鳥瞰して、町村が区の中に埋没させた事例も、位置付けている場合もあることを示し、その違いによって戸長の官域の差異と官選公選の違い、また官等規定の差異も生じてくる実態を示し、戸長と町村の関係を複眼的に考察している(「大区小区制下における町村の位置について」『社会経済史学』52巻4号、1986年)。

3) 大島美津子『明治国家と地域社会』岩波書店、1994年、75頁～103頁。

なお対象地域である御殿場・小山地域における行政区画の変遷、小学校建設や地租改正等の実施過程の実態については『御殿場市史』『小山町史』の成果に、また村における共有金穀の運用実態等については既発表の拙稿<sup>4)</sup>に多くを依拠している。本稿は、そうした業績に新たな史料を加えつつ、上記のような視角に照らして再整理して提示したものとええよう。また対象地域の特長については、別稿<sup>5)</sup>において詳述しているのでそれを参考にさせていただき、再述は避け、必要に応じて触れるに留めたい。

## 【1】制度の変遷

### 1. 行政区の変遷

当地における大区小区制下の行政区の変遷等について、基本的には『御殿場市史』第八巻・『小山町史』第八巻に拠りながら<sup>6)</sup>、さらに『明治初期静岡県史料』によって補足しつつ、敷衍しておこう。

明治4年(1871)4月4日、戸籍法が制定されると、静岡県は戸籍編制作業のため県下を81区に分け、御殿場・小山の北駿地方は、第6～11区に属した。ここでは、第6区には従来下筋9か村といわれた神山・大坂・中山・二子・沼田・萩蕪・竈・中清水・駒門の各村が属したように、江戸期において「～筋

数か村」「～方数か村」といわれていた数村規模の組合村がそのまま区に編制されたものであった。しかも、各区ごとに戸籍取調役地区担当者として正・副の戸長が置かれたが、これらは旧来からの主だった名主たちが選任され、またその下に就いた戸籍取調役には村役たちが任命された。

戸籍編制作業は明治5年(1872)1月に始まり翌年8月には終了したが、政府は引き続いて近代化の諸事業を矢継ぎ早に実施していくための地方制度を整えた。

静岡県では同年9月、戸籍編制のために区割りされた81区を廃して、ほぼ郡域にあたる7つの区に再編し、駿東郡は第一区となった。同時に、郡内18の旧戸籍区は新設の戸籍7組合に統合された。北駿地域は、旧五区や旧十二区の裾野地区とともに、戸籍三ノ組合～同五ノ組合に編成された。この時、旧区ごとに置かれた戸籍取扱役や戸長・副戸長は免ぜられて、一旦名主・組頭等の旧役に戻され、その上で、名主・組頭は戸長・副戸長に改称された。

翌10月には大蔵省布達が出され、第一区は第一大区、戸籍組合は小区に改称されて、いわゆる大区小区制がスタートした。だが、五ノ組合のように南北に長大にわたる地域もあったため、翌6年(1873)1月19日には、小区の区割りが変更され、四ノ小区は旧六区・七区・十一区(高根地区除く御殿場市域)、五ノ小区は旧八区・九区・十区の35か村(現小山町域と高根地区)となった。

区割りの変更が終わると、6年2月には各小区ごとに小区総代人の選出が求められ、5月には各大区に正副大区長が任命され、7月には正副区長職掌規定が定められた。さらに翌7年(1874)6月になると、それまで県官の兼任であった正副大区長は大区詰専任とされ、小区総代人は廃止されて、正副小区長が置かれ、その詰所として小区扱所が設けられ

4) 拙稿「部落共有金穀の運用と名望家支配 静岡県富士岡村竈地区の事例」『彦根論叢』第236号・237号、1986年1月・3月。

5) 例えば拙稿「明治前期中山間地帯の経済構造 静岡県駿東郡御殿場・小山地域の事例」『滋賀大学経済学部研究年報』Vol.10, 2003年, を参照。

6) 以下の戸籍編成作業から大区小区制にいたる行政区画の変遷については、『御殿場市史』第八巻第13章第1節「大区小区制の成立」(船川豊執筆)615頁～620頁、『小山町史』第八巻第1章第2節「静岡県下第一大区五小区」(松元宏執筆)38頁～54頁、による。

た。さらに同年8月には、各村の正副戸長が廃されて、新たに一小区各5名以下の戸長、各村の副戸長が置かれることとなった。この改正理由は、県費の経費削減のためといわれ、県官でなくなった大区長の給料や大区小区の経費までも区内の村々の負担に振り替えられた。

五ノ小区の下に設けられた戸長は、4～7か村を束ねた6つの村組に1名ずつ選任され、その村組の範囲は、旧筋などの組合村を踏襲したものやそれをより地理的なまとまりで2分割したものとなっていた。その後大区には正副大区長を廃して区長1名を置き、小区長を廃して2名の副区長にし、正副戸長の数を減じて村組や村所属から小区直属にし、各村には村用掛を置くなどの改正が行われつつ、この大区小区制は、明治12年(1879)3月まで続いた。

以上見たように、大区小区制下にあつては、行政単位としての村はその姿を消したかのように見える。しかし、小区の下には各村に副戸長や村用掛が置かれ、県 大区 小区と降ろされる諸行政を村末端で受け止め実施する機関として機能していたのである。また小区も旧組合村かあるいはそれを2分割した範囲で組織された村組を基礎に運営されており、小区内に5名以下おかれた戸長や村ごとに置かれた副戸長等も、四ノ小区の事例で見ると「神山村の土族である青沼沃を除いた全員が以前の名主・組頭かその子息であった」<sup>7)</sup>という。

このように大区小区制は、大区 小区という画一的な地方行政の区割りを敷いたが、その内実は、旧来からの村とその連合である組合村の単位を基礎にしており、小区以下の役職者も旧来の村役人の系譜を引く者達であった。

## 2. 人民説諭と区戸長職掌規則の布達

それでは、こうした藩制期との連続性を色濃く引継いだ地方制度の下で、政府は、そうした伝統的世界と相反する要素を多分に有する近代化諸政策を、いかにして人民や小区並びに村の役職者たちに納得させ、その遂行を果たしていったのだろうか。

まず県では、廃藩置県・戸籍改正・学制発布・太陽暦施行・徴兵令・地券発行などの近代化政策をいよいよ実行に移さんとした明治5年(1872)、広く人民にあてて「諸事変革についての説諭書」<sup>8)</sup>とそれに付随した「郡中心得条目」<sup>9)</sup>を発布した。前者において政府は、明治維新の大変革の結果「閨白様や公家衆や大名方モ士モ僧侶モ平民モ穢多非人モ皆人類ナレハ・・今ヨリ八知見ノ勝レタル人徳ノタカキ者ナレハ身分ハ何ナリトモ御関ハリナク、身柄家柄ノ御貪着ナク御用にナル」世になったのだから、世界の実情を知り、知見を開き才徳を増し、経済を向上させる実用の学を身につけて「御用立」つような人間になるために、進んで学校へ通って学問を修めるべきことを訴えている。だがここでは、近代化政策に関しては「学問」の重要性の理解と学校への通学奨励とが挙げられているが、そのほかの諸政策については一切触れられていない。

続けて、村内水呑百姓までも申し合わせて、冗費を省き、一村和合して訴えをなるべく起こさず、産業に精勤し、強盗・盗賊等の取調べを怠りなくして村の繁栄をもたらすよう、戸長が村中男・女・子供までも教え諭すべしと説いている。ここでは政府の近代化政策の遂行よりも勤儉と村内融和、防犯への注意を喚起し、村の繁栄をもたらすよう説諭しているのである。

8) 『小山町史』第四巻近現代資料編、75頁～78頁。

9) 同上書、79頁～81頁。

7) 『御殿場市史』第八巻619頁。

さらに「郡中心得条目」では、高札・布告の趣旨を堅く守ること、年貢米金滞りなく上納すること、戸籍法の遵守という3点のほかは、政府の近代化政策の具体的な下達、指示は見られず、むしろ村民としての生活上の規範をより具体的に説いている。

まず新政府は、倒幕、明治維新という社会秩序の激変の中にあつて、難村状況に陥り、あるいは政治変動や価値観の転換の中で混乱する村落を前にして、家族間の博愛、鰥寡孤独・貧窮者・行き倒れ人への配慮と扶助、脱籍者の復籍と生活支援、墮胎・棄子また賭博・遊興等の厳禁等を唱えて家の維持安定を訴えるとともに、村内長幼の序の尊重、凶作への配慮、火事盗賊への注意、出役者への賄賂・饗応厳禁、冠婚葬祭時の虚礼廃止、不正商売の戒め等を諭して、公正な村秩序の維持安定を求めている。さらに、維新王政の趣旨が「諸事公論に決」すべきことにあることを示して、不条理な訴訟を戒めつつも、事実無根の場合の訴訟や諸願・建言の申し出を奨励し、権威をかさに私曲を構える「出役者」を訴えてることを勧めている。維新政府が単なる旧態依然たる秩序維持ではなく、あくまで公正な秩序維持のためには小前からの建言も推奨しているのである。

続いて大区小区制発足から間もない明治6年(1873)1月、小区の区割り変更がなされた時点で、「村々戸長心得」<sup>10)</sup>が各戸長に布達されている。ここでもまず、「御維新ノ御趣旨ヲ奉シ可遂精勤事」が述べられ、「御布告ヲ始め触示ノ件戸長拝承ノ上、小前未々迄二無洩申渡、其上書写御高札場脇張出シ置可申事」が申し渡されているが、こうした明治政府の政策の上意下達を具体的に指示したものは、「貢納米金者念ヲ入」「戸籍調不怠」といった公租・戸籍事務に関するものに限られ

ている。

それよりもむしろ、一村の惣代人としての戸長の役務上の心得が縷々説かれている。百姓共を一身に引受け万端世話を引き受けること、役威に奢らず、尊大にならず、公事訴訟で賄賂をとらず、百姓の申し出を聞き実状の上達を怠らないこと、官用と号して村内へ不当の出金をなさないこと等が強調される。さらに、百姓離散を防ぐため貧窮者等の扶助をなし、水利を起こし田畑を開墾して産業を振興し、土木・郷倉等管理・修繕をなし、争論を防ぎ、村内熟和を果たすべきことが指示されている。

こうして明治政府は、いたずらに高圧的に上からの政策履行を下達するのではなく、まず従来からの村落共同体の秩序を重んじ、戸長にはその長としてむらの存続と平和維持を司るべきこと、さらに百姓の訴えを聞き、不正・不当を廃することを明確に指示している。ここでも政府は、制度上の区割りと同様に旧来からの村落秩序とそこに貫かれている倫理を尊重し、その上で維新変革者として旧弊を排除して、村落の平和と繁栄を願う善政の施行者として立ち現れて、戸長および村民たちの信頼を得ようとする意図が読み取れよう。

そうした村段階での措置を前提とした上で、同6年5月に各大区に正副区長が置かれると、政府はいよいよ「正副区長職掌規則」<sup>11)</sup>を7月に設けて、大区小区制のもとでの近代化政策の本格的施行に乗りだしている。

この規定ではまず、「正区長八大区ヲ統括シ副区長八小区ヲ総理担任ス」(第一款)と定め、布告については「県庁ヨリ各大区へ各大区ヨリ小区へ小区ヨリ各村戸長へ伝布スヘキ事」(第六款)と上意下達のルートを明確に定め、「御布告御布達及本県頒令ノ規則二

10) 同前書、82・83頁。

11) 『明治初期静岡県史料』第1巻91頁以下。

違犯セサル様常ニ懇篤説諭ス可キ事」(第七款)としている。また各区長は隔月17日には県庁に出頭して区内の景況や事務の取締法などを談じ(第八款)、さらに正副区長は村レベルの正副戸長を集めて百般事務の当否や興産の術を議して(第九款)、区行政の円滑を期することが求められた。しかもその際正副戸長が「旧習ニ拘泥シ御主意乖戾スルコトアレハ懇ニ説諭」(第十款)すべきこととされた。さらに四民諸願等については、小区より大区へ差出し、事の当否を点検の上正副区長の検印の上県庁へ差出すべきこと(第十一款)、また訴訟については百般説諭しなおよむを得ない場合は県庁へ差出すべし(第十二款)としている。

政府の近代化政策に関しては、従来から指示されていた戸籍事務の徹底はもちろん、教育についても「時々各村市学校へ出席シ学区取締及戸長結社人等へ協議シ、生徒ヲ鼓舞シテ術業ヲ励シ、学校永続保護ノ基礎ヲ謀ルヘキ事」(第十九款)と、学制施行以来小学校の設置と維持に関わる指示が具体的に出されている。さらに明治6年1月から始まった徴兵制については「徴兵及国民軍召募ノ議ハ実ニ国家ノ重事タリ、毎歳十一月成丁免役徴兵連名簿ヲ編纂シ総テ頒令ノ規則ニ仍リ明瞭調査ヲ遂ケ差出ス可キ事 但し毎春二月徴兵検査ノ節ハ責ヲ議員ニ任シ百般ノ事務ヲ担任従事スヘシ」(第十四款)と明記され、勸業に関しても、「土地ニ応シ草木ヲ培植シ機械ヲ發明シテ人カヲ省キ山嶽ヲ鏝リ河渠ヲ浚ヒテ負担ノ勞ヲ減シ、舟楫ノ利ヲ得セシメ土地ノ殷富物産ノ繁殖ヲ謀ル可キ事」(第十七款)、「山野ヲ墾シ荒蕪ヲ発シ或ハ養蚕製茶ノ道ヲ教ヘ牧畜ノ術ヲ盛ニシテ富国ノ基礎ヲ立ツ可キ事」(第十八款)と殖産興業の具体的な道を説いている。

そのほか道路・家屋の清浄、橋梁・堤防の管理による洪水予防、冠婚葬祭における冗費

節約、棄児墮胎の厳禁など「郡中心得条目」に見られた項目を踏襲したのが見られるが、特に村財政については、その公正さを維持するため、戸長が諸入費月々計算帳を正副区長に提出し、点検調査の上県庁へ差出すよう厳格な監督を付している。

こうして大区の正副区長の職務のあり方という面から近代化政策の施行法が明確に提示されたが、さらに政府の近代化諸事業が本格的な展開にはいった翌明治7年(1874)8月になると、静岡県では、小区に正副小区長、その下の村組に戸長、各村に副戸長という小区行政の整備を図っている。その上で「正副戸長職掌規則書」<sup>12)</sup>を改めて示して、村段階での正副戸長の具体的な対応策を指示している。

この規則書は明治6年7月「正副区長職掌規則」が出された際にも示されていたが、今回は、正区長(大区担当)は「等級十二等出仕ニ準シ月給拾五円」、副区長(小区担当)は「等級十三等出仕ニ準シ月給六円」、戸長は「等級凡等外式等ニ準シ月給俵二四円トス、日々小区扱所へ出頭百般ノ事務ヲ取扱可ク・・・」、副戸長は「等級凡等外四等ニ準シ月給貳円以下トス、壱ヶ村内ノ事務ヲ担当シ・・・」<sup>13)</sup>というように、準官吏としての扱いを受けて給与も規定され、その職掌もより詳細に規定されたのである。

まず国家行政の施行については、「官省ノ布告及本県布達ノ趣意ヲ奉体遵守シ、常ニ庶民ヲ諭シテ其盛意ノ有ル処ヲ知ラシメ、律令ハ勿論時々頒布ノ禁則ヨリ違則ヨリ違式註違ノ定例ニ至ル迄、守テ犯スコトナク、行テ規律ニ違フコトナク、村市ヲシテ一人モ犯罪者之レ無キ様、平素厚ク注意説諭ス可」しとし、それを「是村市長タル正副戸長ノ先務タル

12) 『明治初期静岡県史料』、102頁～105頁。『小山町史』第四巻、90頁～94頁。

13) 『明治初期静岡県史料』、90・91頁。

可キ事」(第一条)と明確に位置づけている。その上で「御布告及県布達類八、小区長ヨリ順達スルヲ候テ、高札場又八門戸等二掲ケ、普ク人民ニ知ラシム可キ事」(第五条)と国家政策の上意下達の徹底を促すとともに、四民諸願を私情を挟まず公平に検査して小区長へ下意上達すべしと説いている(第6条)。

また今回の「規則」では前年の「郡中心得条目」で強調されていたような墮胎と棄子の厳禁や災害罹災者や疾病患者の救助、冠婚葬祭での冗費節儉といった条項が引き続き見られるものの、同じく強調されていた家族間の博愛や鰥寡孤独・貧窮者等への扶助と生活支援、村内長幼の序の尊重、村内融和といった家や村の秩序維持と繁栄を訴える項目はむしろ後景に退き、代わって前年の「正副区長職掌規定」によって示された大区長・小区長を軸とした近代化政策が、それと連動しつつ村の正副戸長に、より具体的に指示されている。

戸籍事務についても、「戸籍編輯」上の注意や「死生出入」に詳細を期し、速やかに籍の加除を行うべしといった従来からの注意事項のほか、「戸籍ノ加除届其他諸事取調物等、期限アル向ハ凡テ期日前ニ取調、誤脱ヲ訂シテ小区長江出シ、猶小区長ノ検査ヲ受け、大区長ヲ経テ県庁江差出ス可ク、必ス期限後レニ至ラサル様、常ニ注意ス可キ事」(第十八条)というように、小区長・大区長の監督事項が細かく明記されている。

米金出納や地券・戸籍の費用、村入用等の財政に関わる事務についても「総テ各部ヲ分チ、品目ヲ立テ、毎月入用ノ高ヲ詳記シ、月末小区長ノ検査ヲ受け置キ、毎月1月ヨリ六月迄八翌年1月限り之ヲ惣計シ、大小区長ノ検印ヲ受け県庁江出シ、許可ヲ経テ・・・」というように、大小区長の検査・検印を義務づけているのである。また学事に関して、「正副区長職掌規定」に呼応しつつ、戸長・副戸長が時には学校に出席して協議し、学区

取締との連携もはかりながら学業振興と学校永続の策を講じるべきことが指示されている。開墾・殖産についても「新田ヲ拓キ、荒蕪ヲ発(廃か)シ、其地味ヲ考へ、適宜ノ産物ノ倍植ヲ注意ス可キ事」とより具体的に指示されている。

さらに今回、徴兵に関しても第9条で「毎歳十一月徴兵及国民軍調査ノ時二当テハ、兼テ頒布ノ規則ニ抛リ、該人ノ年齢ヲ明算シ、丁壮及免疫等ノ区別ヲ判正シ、毫モ定規ニ悖ラサル様精密取調、小区長江差出ス可キ事」と明確に規定されたが、これは明治6年2月27日以降本格化した徴兵検査の施行と国民軍の調査事業に対応したものである。衛生に関しても、第15条において「家居ヲ清潔ニシ、道路ヲ掃除シ、橋梁ヲ繕ヒ、溝渠ヲ浚スル等、尤注意ス可キ事 但、不潔ヲ道路ニ捨、塵芥ヲ路傍ニ推ス等ハ、説諭ヲ加工取除カスヘシ」と具体的な指示が与えられた。

以上見てきたように、政府はまず村落為政者や村民の前に、旧来からの村落秩序と倫理を尊重しつつ、維新変革者の立場から旧弊を廃して村落の平和と繁栄を増進しようとする善政者として立ち現れて彼らの信頼を勝ち得、その上で、近代化諸政策の本格的な地方への展開期に併せて、明治7年8月には大区・小区から末端の村に至るまで、正副区長と戸長・副戸長の指揮下に、それら諸政策が滞りなく施行される体制を整えていたのであり、区戸長も準官吏としての性格を明確に持つようになったのである。

## 【2】小学校建設等への村々の対応

### 学区取締の活動

ここでは政府が、大区小区制下において、国民国家を形成しようとして繰り出した近代化諸政策の中で明治5年の学制発布以降同8

年頃にかけて、地域行政の最重要課題の一つであった小学校の建設と運営問題について検討しよう。

明治5年(1872)8月に発布された学制によって全国が大学区 中学区 小学区に区分され、静岡県駿東郡は、明治6年には第2大学区第14番中学区となり、同11年6月には中学区が変更になって富士郡とともに第2中学区に編入された。明治6年5月、県の権参事の名で駿東郡地区(第一大区)の小区総代や戸長たちが学区割の協議のために集められ、四ノ小区に属する32か村は、2村~4村ずつ第25~33の9つの小学区に区分され、それぞれに小学校が建設されることとなった。

県や区の側では、小学校教育を村々に浸透、根付かせるために、一中学区に10~12、3名の割合で学区取締を設け、地方の名望家をこれに任じた。駿東郡では明治8年三、四ノ小区に御宿村(駿東郡南部、現裾野市)の名望家湯山半七郎と、五ノ小区に生土村の名望家室伏小八郎がこの職に付いたが、室伏はまもなくこの職を辞したため、湯山半七郎が明治10年3月まで五ノ小区も担当した。湯山半七郎は、駿東郡御宿村名主、三ノ小区今里村外十ヶ村戸長を務め、明治5年には自作地1町4反・小作地6町を有する自作地主であったが、同18年には田畑46町余、山野原野450町余を所有する大地主に成長し、御厨銀行も設立経営する郡内きっての大名望家であった。<sup>14)</sup>

この学区取締は村々を精力的に巡回して、就学督促と就学状況調査、学校運営についての指導などを行い、その活動は、この時期の教育行政と大区小区制との関連を考える上で重要な要素となるので、村々での小学校経営に対する独自の活動を検討する前に、学区取締湯山半七郎の活動をその日記から跡付けて

みよう。

## 1. 小学校建設地の確保

設立当初の小学校は、寺院等を仮校舎に当ててスタートするケースが多かった。こうした措置を講じる場合にも県官や学区取締が関与していたことが伺われる。明治9年1月19日、県官今井信郎とともに杉名沢村の共和舎を巡回していた折、この県官から「天然寺八無住無旦之儀二付、迅速廃寺願出猶小学校二可願出旨、御説諭被下候」と進言された湯山は、「右申渡し候趣、副区長根上(林平 引用者)氏・副戸長子上昇平殿兩人二八、拙者より右之趣呉々申入レ候」と述べている。このように、無住の寺院を廃寺にし、それを小学校校舎に転用することを県官が勧め、それを学区取締が副区長と副戸長に説諭しているのである。

廃仏毀釈の際に廃寺となった寺を小学校校舎に転用した例は多いが、そうした場合にも県当局の意向が働いていたことを推測させる事例である。

## 2. 学資金確保

明治9年(1876)6月8日には、県学務課職員に「拙者受持小学校、資本金更ニ確定不仕、依之連月教員給料等滞候学校大分有之趣二付、此上県庁ヨリ御派出被成下、右資本金即上納歟、直ニ貸付歟、且小区々々之扱所ニ而右金貸付ケ方取扱等御任セニ相成候歟、何れ共毎小学相続仕候様いたし度旨」を相談している。学資金の確保がスムーズに進まず教員給与の支払い遅延が多発し、その対応に苦慮しているのである。14日には湯山自らが「県庁ニ出頭、各小学校資本金之儀二付、迅速御派出之上御確定被成下度旨、木原碌殿(学務課職員 引用者)工談示ニ及フ。御挨拶ニ、課長工談示之上、心配可仕旨御申聞ケニ御座候」と各小学校資本金の件で急ぎ県職

14) 裾野市史編纂委員会編『湯山半七郎日記』「解説」、1992年による。

員の派出を課長等に要請している。

こうした状況の中、駿東郡の一ノ小区から七ノ小区の小区総代らは、当地は貧村・難村が多く不開化の地であるが、多額の小学校費用を、戸数割や石高割、さらに有志らの寄付によって賄い、また御節句の廃止や贈答・祝儀を節約して費用を捻出することを、村々戸長副戸長より村民に説諭することを、連印で県に申し出ている<sup>15)</sup>。また湯山半七郎自身も200円という多額の小学校資本金を納めている<sup>16)</sup>。

### 3. 就学督促と就学状況調査

明治9年(1876)1月19日湯山は、四ノ小区中清水村にある天倪舎を巡視した際、「夜八時天倪舎学区組中山村副戸長小澤九平及ヒ幹事試補・結社等、止宿二呼出シ候処、・・何故二当一月始業二而も一名も不差出候哉、且小学入費も差出不申趣、甚夕不都合に付、明廿日拙者滞在致し、就学見届ケ申旨申渡候。右二付廿日天倪舎巡回之節、中山村生徒一同召連シ、前夜之兩人罷出候。依之御派出先今井信郎殿方二、中山村修学生徒廿日就学、及び去八年入費割等可差出旨承服仕候旨、書面ヲ以申上候」という。

天倪舎学区の一つ中山村では、明治9年1月になってからもひとりの就学も見られず、小学入費も差出さない状況にあり、これに対して、湯山は副戸長・幹事試補・結社人等を止宿に呼び出して詰問し、翌日実地に就学状況を見聞したところ、副戸長らが村の生徒を召し連れて参上し、昨年度の学費の支払いも承服したので、その旨県官に報告している。開設当初の小学校がいかに就学生と学費の確保に困難をきたしていたか、それを改善させるために学区取締がかなり強硬な指導措置を講じて

いることがわかる。

また明治9年7月22日、湯山は「五小区扱所二出席、副区長室伏小八郎殿、戸長瀧口保三郎殿外壺名二面謁、各校学齡就学之儀厚依頼二及ブ。副区長天野幸逸郎殿、戸長高杉喜六殿兩人二八、精義舎ニテ面談仕候」とあり五ノ小区扱所において副区長や戸長に就学向上を厚く懇請している。また同年8月22日には、「四小区詰メ副区長小沢理三郎殿兼同小区学区取締也、并二駒門新田副戸長小澤権次郎殿兩人立会之上、右中山村右村用掛り小沢九平・同長田九郎平・同長田六郎平・幹事試験補小沢九平治・結社長長田源造・同土屋彦三郎・同長田久三郎呼出シ、就学可為致旨厚云々説諭二及」んでいる。ここでは、副区長・戸長の立会いのもと、村用掛・幹事試験補・学校結社長数名を呼び出して、就学向上を厚く説諭しているのである。

こうした就学向上の指導をしつつ、湯山は各村を巡回し、男女別就学人数調査を行い、県等に報告している。

### 4. 教員確保

発足当初の小学校にとって優秀な教員の確保もまた困難な問題であった。明治9年10月27日には、御殿場村明理舎に宛てて、「目今各校共学齡入学之際中年之教員無之、就テ八先頃差出し候成島ナル者在勤如何可有之哉御伺申度」と教員の在勤状況を確認、さらに「月給を定め、数学共教育之教員御差向願県庁工御差出シ被成候テハ如何」と、県庁へ教員差向けを依頼してはどうかと助言を与えている。

また同年3月15日には、五ノ小区詰所に立ち寄り、区長に対し、区内須走村は地理的に孤立した村なので一村で学校を維持しているが、富士登山客等他府県人の通行者も多く体裁等も整備しておく必要があるため、4月より3円の補助を県から受けることにしたい、

15) 『御殿場市史』第五巻、288頁。

16) 前掲『湯山半七郎日記』188頁。



については相当の教員を配置しておく必要があるので、県庁へ数学等の教員派遣を早急になすように要請している。

#### 5. 試験監督と教員養成

小学校設置とともに新たに導入された試験制度を定着させることに学区取締は腐心している。例えば湯山は明治9年(1876)3月16日、「深沢村明蒙館生徒小試験立会」い、各級の生徒の試験成績を記録している。続いて17日には菅沼村崇廣館へ出張し、18日は藤曲村成美舎を巡回し小試験に立会い、その成績を記している。成美舎では「同校教員加藤氏ト、生徒教育及ヒ小山分校・助教・生徒教育方、暫申談示、猶生徒進否ヲ試三候」とあり、学区取締が、単に試験の立会いのみでなく、教育内容や分校のあり方、さらに生徒の進級の可否にまで立ち入って監督していたことがわかる。

さらに教員の研修会とも言うべき「小会議」を定期的開催し、指導している。明治8年(1875)10月14日には「竈新田大成舎ニ於テ四小区中小学教員会議有之候」、同9年8月19日にも御殿場明理舎において小会議が開かれ、周辺小学校の教員14名が出席し、教科の研修等を行っている。

#### 6. 小学校位置並びに分校問題での調停・説得活動

一つの小学区は2～4村を区域としており、遠隔地には分校も設けられたから、小学校の位置や分校の処遇をめぐって村民間に対立が生じるケースが見られた。明治8年(1875)8月18日の記述には「萩原村位置<sup>(ママ)</sup>隼慣舎村組之内新橋村鮎沢之郷中不平生事、深沢村明蒙館之方便宜ニ付右同校江組込相成様申騒居候旨ニ付、右村戸長勝又久作殿并鮎沢之小前<sup>(ママ)</sup> 兩人小区扱所ニ呼出し説諭ニ及ブ。承服之上引取」とある。すなわち小学区中の村

が近接する他の小学校への編入を希望して不平を言いたたことに対し、湯山は、小区扱所に戸長と小前の代表を呼び出して説諭し、承服させている。

また明治9年1月16日には、菅沼村の崇廣館に立ち寄った際、竹之下・桑木・新芝の3村が現竹之下村の支校を廃して崇廣館に生徒一同を出向させたい旨の申し出があった。しかしこの支校廃止案には「小前不同意」であったため、まず正副戸長と幹事試補から本校への出校を小前に説諭させ、さらに湯山自ら2月に関係村々へ出張して村民一同へ説得を試みている。しかしこの説得工作は必ずしも功を奏さなかったようで、同年5月26日の日記では「副戸長、村役懸り并幹事試補、結社衆中召集。竹之下村・桑木村・新芝村合三ヶ村之儀、崇廣館之分校を竹之下村長福村と言廃跡二仮分校を置、学齡就学可為致旨説諭ニ及ぶ。」とあり、竹之下村の分校存置が申し渡されたのである<sup>17)</sup>。

このように地方の名望家を登用した学区取締は、県官と密接な連携を保ちながら、村々を巡回し、小区詰所において小区副区長や村々の副戸長・用掛並びに学校の試験補・結社人等と協議し、時にはきつく説諭するかたちで、小学校建設、就学向上、学資金確保、教員確保と研修、試験の円滑な施行等を進め、小学校教育の普及に邁進していたのである。また数村組み合って形成する村落間での小学校位置をめぐる対立や分校存置をめぐる争いについても利害調停の役を果たしていたのである。小学校建設をめぐる村々や小前百姓の抵抗を説得する上で、大きな力となったのは湯山のような大地主・名望家としての社会的影響力の強さによるところといえるだろう。

17) この分校問題についての対立については、『小山町史』第八巻143頁以下(永原和子執筆)においても紹介されている。

### 小学校建設等へ竈村の対応 共有金穀並びに寺社地上知との関連で

次に、こうした学区取締や県・区等の強い指導監督に対応して、村々はただ唯々諾々と従って小学校建設やその運営を行っていったのであろうか。実態はけっしてそうではなかった。村々は、そうした上からの指導監督等を受けながらも、独自の判断と裁量で政府の近代化策に対処していったのであり、その具体例を、ここでは旧下筋九か村に属し第一大区四ノ小区に編入された竈村の事例について、その独自の共有金穀の活用法を紹介しながら、小学校問題を中心に、そのほか増大する「民費」への対応も含めて考察しよう。

#### 1. 竈村の概況と共有金穀の由来

竈村は田47町6反、畑88町5反、山林56町7反を有する田畑混交の村で、中央に甲州街道が通り、宿場町としての要素も有していた。土地所有から見た階層構成は、大地主小林秀三郎家（約30町歩所有）と杉山左門治家（同約15町歩）を筆頭に、5町～10町層1人、1町～5町層21人、5反～1町層31人、5反以下層91人というように、5反未満の零細な自小作・小作層が60%を占めるとともに、5反～5町の自小作・自作・自作地主層も分厚く存在していた。

また竈村では、旧小田原藩の備荒貯穀政策の一環として設けられた共有籾や共有金が文化文政（1810～20年代）期以降様々に運用されて維持されてきた。<sup>18)</sup> 竈村の共有籾は、小田原藩の奨励する窮民対策として、「文化文政豊作ノ時節」に年貢上納米1石に付籾8升を郷蔵に積み置くことから始まったというが、特に「天保七年（1836）意外ノ大不作二

付諸民大困難ニ至リ附テ村役人之取計ヲ以テ貸付、其儘村役人ノ取計ニテ利安ニテ年々貸付利廻シニ致シ御世話被成候」（「竈村共有籾台帳」）というように、天保飢饉を契機に年々村民貸付米として運用され、利殖されてきたものであった。

明治維新に至り、御殿場地方は小田原藩より駿府藩へと引渡され、さらに廃藩置県の前に静岡藩と改められると、静岡藩は旧小田原藩時代から農民への貸付米としてこうした困穀の返還を要求した。これに対し竈村ではこれを代金を以って上納し、なお郷倉に154俵の籾を残すことができたのである。

他方共有金の由来は、嘉永期から慶応期（1850～60年代）にかけての幕末の難村状況下に、村内神社風損木売却金（1852年）・嘉永6年地震の際の小田原藩よりの下渡金（1853年）・村民月掛による村備金（1857年）・玄清寺運営費積立金（1861年）が、それぞれ村民に貸付けられて運用されてきたものである。

共有籾と共有金の管理は、旧幕時代は村方三役によって、また慶応元年（1865）からは村内五人組によって行われてきたが、明治6年1月、大区小区制の施行に伴って、共有金穀の管理方式にも新たな対応が見られた。すなわち従来の村方三役の管理を廃し、代って「村内一同協議ノ上・・・村内へ三人、大世話人ヲ選挙シ」てその管理下に移し、貸出の際には各組長を通じて大世話人に願い出て決済される方式が定められた。このとき選出された大世話人は、小野與十郎（田8反5畝、畑不明）小林宗平（田5町、畑不明）杉山三郎平（田5反9畝、畑不明）という、村内中・上層の自作または地主層であり、旧幕時代の組頭・百姓代等を務めた家柄であった。

もちろん共有金穀を様々な村の事業に費消する場合などは常に「村方一同協議ノ上」と言う文言が「竈共有金並に共有籾台帳」に見

18) 以下竈村の共有金穀の由来・運用の具体的記述は、断らないかぎり、注4の拙稿による。

られるように、村の寄合による同意が必要であり、決済の際には大区小区制下に設けられた副戸長・戸長の承認が必要であった。

2. 大成舎の建設と運営

竈村では隣村萩蕪・沼田2村とともに第25番の小学区をなしており、明治7年(1874)4月、共同で、竈村玄清寺内に大成舎なる小学校を設置した。その後、明治10年に火災で焼失したため、翌年村内中央部に校舎を新築している。

大成舎開設に際しては、特に校舎新築の場合など多額の費用が村民に降りかかった。校舎新築後の年間の運営費については、表1のごとくである。すなわち書籍・営繕費等30円と教員等諸給与135円で年間165円を計上している。

表1 明治8年大成舎運営経費見積  
単位：円

支 出		収 入	
教員給与	57	資本金利子	100
諸給与	78	学区内集金	108
書籍・器械	20	生徒授業料	6
営繕費等	10		
計	165		214

出所：『御殿場市史』第五巻、304頁  
注：生徒授業料は、年1人当り12銭。  
資本金利子とは、学資金1000円宛の利子収入。

収入をみると、まず生徒授業料の6円は、全体の3%弱を占めるにすぎず、生徒1人当たり年12銭という額は、これだけでは大きな負担であったとは考えにくい。

次に学資金1000円宛の利子100円とあるが、学資金とは、学校運営のために必要な資金を1000円の寄付によって徴収したものであるが、多額の学資金を支払えない多くの村民は、借金の形にし、その利子を毎年支払うことにしたものである。

竈村で学資金がどのように配分されて徴収されたかを示す史料は詳らかにしえないの

で、同じ四ノ小区に属する萩原村集慣舎の例をみると、寄付額の多い者は100円、少ない者でも1円を割り当てられ、学資金の支払えない者は、毎年1割5分の利率で土地を抵当とした借用証書を入れさせて毎年利子を納付させている<sup>19)</sup>。竈村でもおおむねこうした措置が取られたとみられる。

さらに108円の学区内集金があり、これは石高に応じた賦課と1戸当均等割した賦課方法を組合わせて、徴収したものである。

とにかく毎年の大成舎の経費負担は、一戸当たり1円44銭になり、これには、開設当初の玄清寺における諸経費や消失後の校舎新築費が含まれていないので、それらを加えると、経費はさらに数倍に及んだと推測される。

このような高額負担を要する小学校建設とその運営に対し、竈村ではどのように対応したのであろうか。この時期神社祭祀、寺社領上知など施策が遂行されるとともに、正副戸長給料や学校費などの国政委任事業を中心とする「民費」が増大し、明治8年竈村を含む四ノ小区31ヶ村の民費では、正副戸長給与旅費・大区取扱所出張費が47%、学校費が20%、村社祭典・道路橋梁修繕・水利・山林管理等の費用が16%を占めていた<sup>20)</sup>。

こうした民費負担は、小学校建設費が加わることで村民に重くのしかかっていた。明治8年11月10日には、「元来小村ニテ民費省略方勿論万事不都合ニ付、其面ノ村々合併仕候へバ、民費等モ減少可仕」<sup>21)</sup>という趣旨で、大成舎を経営する竈村ほか3村に4村を加えた7村が合併して泉村を造成したい旨の請願を行っている。

結局この合併は実現しなかったが、竈村では民費の加重負担の状況の中、そうした逆境

19)「集慣舎資本金借用証」同前書、310頁。  
20)『御殿場市史』第五巻、138頁。  
21)同上書、153頁。

をむしろ逆手にとる形で、諸行政の遂行過程をうまく利用して費用を捻出し、負担軽減に資する途を探り出していった。

「竈村共有金台帳」によれば、明治9年(1876)竈村共有金総額は、500円の収入金によって、前年の160円余から645円余へと4倍にも増大し、諸事業費と貸金の拡大(142円361円)に充てられている。

まず収入金のうち80円は村内神社風損木立木売却代である。当時政府は、明治4年の寺社領上知令により、境内を除く寺社領地を没収し、幕府権力と密接に結びついていた寺社の経済的基盤を掘り崩すとともに、同年より全国の神社を中央の官幣大社を頂点として格付けすることによって、神社を神道国教化政策の中にとりこんでゆく政策を推進していた。寺社領地は、地租改正の実施過程の中で明確に定められたから、当地でも明治8年～10年の時期に、寺社領の確定と上知並びに一村一社主義にもとづく神社の統廃合と村社指定が行われていった。

竈村では明治8年村内各地にあった天神社、稻荷社、天王社、諏訪社、愛宕社のうち前3者が、村社指定を受けた諏訪社に合併され、愛宕社は無格社として存続させられている。この時各神社領地の上知も並行して行われたが、その際合併された3神社の敷地に残された木々は「村内一同協議ノ上」(「竈村共有金台帳」)売却し、合計80円を共有金に繰り入れているのである。さらに地租改正の過程で確定した村内各地の潰地・空地・雑地を売却して、368円を得ている。

こうして得られた収入金は、まず村内土族の田地(4反7畝)買受資金に当てられ(169円)、買受けた田地は以後村有地として村民に貸付けられ、以後27円～84円の小作料収入を共有金にもたらしている。また明治9年以降、村内4つの無尽に対して、毎年32円～44円が掛金として振り込まれて、危急の必

用経費支弁の時に落札金で対応できる体制を整えている。

では、どのような事業支弁に応えたのであろうか。まず明治9年開校間もない大成舎の経費補助として23円が支出されている。また明治11年の火災消失後の校舎新築時には、村社指定を受けた諏訪社の枯損木の払下げを願出て許可され、これを売却処分につけて99円を得、このうち63円が校舎建築費に充てられている。また10年には、村内の無尽から50円を落札し、その資金を学校諸経費のためとして村民各戸に無利息年賦で貸付けている。おそらく校舎建設のための学資金に当てられたのであろう。

さらに玄清寺の所有地で小作地として貸付けられていた土地を、上知の際にはそのまま小学校の学校田として払下げてほしい旨を願出て許可され<sup>22)</sup>、明治13年からその小作金が共有金に繰入れられている。このような上知された寺院の小作地をそのまま小学校の学田に払い下げる措置が講じられたのは、竈村ばかりではなかった。『御殿場市史』に掲載されている史料だけでも、萩原村や清後村の事例が確認できる<sup>23)</sup>。

こうした収入もあって、明治9年から15年まで毎年学資金利子のためとして竈共有金から小学校へ7円余が補助されている。

こうして様々に工夫して捻出された資金が共有金にもたらされ、それによって学校建設費、学資金利子、運営費等にわたって総計186円余が学校経費として支出されているのである。この額のみでは、前述のような1,000円に上る学資金や毎年徴収の学区内集金をとつてい賄えるものではなかったが、年間の大成舎の運営費が214円であったのを想起すれば、けっして少ない額とは言えず、地租改正の進

22) 『御殿場市史』第五巻、304～306頁。

23) 同上書、302～309頁。

表2 明治8年12月 大成舎小学児童就学状況 : 人

	竈村	萩蕪村	沼田村	計
就学	20	2	7	29
不就学	12	6	13	31

出所)『学齢人員取調べ書き上げ』『御殿場市史』第5巻

抄とともにますます増える村民負担を、一定軽減する意味を持ったことは確かであろう。

このように竈村では、村役人層がイニシアティブをとって小学校建設を積極的に進めたが、村民すべてが小学校建設や小学校教育に積極的であったわけではなかった。表2によれば、明治8年12月時点で大成舎は学齢児童60人中29人が就学しており、その率は48%である。そのなかでも竈村は、32人中20人が就学しており、63%と高い数値を示しているが、同年2月12日の調査では、貧窮のため就学できない者が男児5人、女児20人計25人を数えており<sup>24)</sup>、やはり約半数の児童が貧窮その他で就学できない現実が横たわっていたと考えられる。こうした未就学児童を持つ貧しい家にも小学校建設費や学資金利子、学区内集金の負担は当然降りかかったから、それらを負担することへの反発は大きかったに違いない。

就学した児童にとっても、小学校教育の内容は、読み・書き・そろばんを基礎として心学などの倫理徳育を重視していたかつての寺子屋教育とは一変して、立身出世を説く功利主義に彩られていたり、教材に使われる掛図の漢字が難解であったり、教科書による知識が庶民の生活に縁遠く実生活に役に立たなかったりしたため、定期的に行われる進級試験も難解の上落第者も多く、卒業するのも容易なことではなかった。また当時学校教育は、新暦に従って行われたが、そのことがいまだ旧暦によって農作業に勤しんでいる農家の生活暦と齟齬をきたし、農繁期や祭礼時などに

は欠席する児童が多く、児童の出席率にも限界があった。竈村の隣の天倪舎では、明治9年1月になっても1人の児童も通わせない村があったことは、すでに見たとおりである。

こうして小学校教育の強引な推進は、特に高負担に喘ぐ中下層の村民からは、積極的な支持を得られず、大きな不満が内在していたといえるだろう。そのような状況のなかで、村内上層者がそうした不満を抑えるためにも、高額寄付を負担したり、共有金穀を動員して村ぐるみの支援を行ったりして、なんとか小学校教育の推進を維持していこうとしたのである。

このような状況の中で、村々の副戸長は、寺社の上知風損木を学校費に当てるための払下げ願や学校敷地として払下げを求める請願を、小区を經由して上級機関に対して行っていたのであり、彼らは単なる国家行政を下達する官吏としてのみ働いたのではなく、村の利害を総括して代弁し上級官庁に対してその実現を図っていこうとするいわば村方惣代としての機能を失ったわけではなかったのである。

そのほか教育事業以外にこの時期に現れた注目すべき支出項目をあげれば、1. 明治9年より村社となった諏訪社での祭典費用が毎年計上されるようになったこと、2. 地租改正により村有地租の支払いが始まり、また改正事業進展のための絵図作成費(明治10年)や官民有区分に伴って発生した入会争論への諸経費(明治12・13年)が計上されていること、3. コレラ流行に伴う予防費が計上されていること(同12年)等が注目される。これらの事項は、小学校建設への対応と同様、いずれも「村方一同協議ノ上」行われたものであり、特に次項で見えるような地租改正事業の遂行による多大な費用負担にも竈村が共有金支出により機敏に対応していったことがわかる。

24) 同前書、297～300頁。

### 3. 共有籾の運用

ここで、こうした負担増の状況の中で、共有籾がどのように運用されているのかについても確認しておこう<sup>25)</sup>。

「竈村共有籾台帳」によれば、籾量全体は、明治6年(1873)156俵から12年(1879)195俵へと漸増している。まず籾貸は、毎年積残しをほとんど残さず積極的に行われ、明治7年から9年には73俵から60俵に下がるが以後毎年10俵以上ずつ増加して12年には108俵に達している。

毎年の貸籾の回収状況を見ると、明治6年時点で既に83俵余の未回収籾があったが、徐々に減少し12年には76俵にまで下がっている。これに対し、回収蔵積分は明治6年73俵から毎年ほぼ確実に上昇し、9年84俵、12年118俵へと増加している。こうして共有籾は、順調な貸出を行いながら、回収も進め、未回収籾を漸減させて蔵積高を増やしていったことがわかる。

さらにこの期には、共有籾は、神社経費に2俵(明治6年)、道路普請手間賃に8俵(明治8年)、貧民救済として2俵(明治6年・11年、各1人)が支出され、村内共同事業への援助と貧民救助に役立てられている。

ところで籾貸は組単位で行われ、通常史料には貸出人の人名は記されていないため、どのような人に何人貸し出されたのかをつかむことは難しい。ただ唯一個人名が判明する明治32年の場合には、総計20人に貸出され、その内訳は自作2、自小作10、小自作1、小作5、日雇兼小作1で戸数割等級24等中11~15等12人、16~23等6人、不明1人であり、中下層の自小作・小作・日雇などが大部分を占めていたことがわかる。またこの場合1人当籾貸料は6.7俵ということになるが、これは

竈村の1人当たりの年平均推定播種量約1俵8升余を大きく超えた額であり、おそらく播種以外の目的、例えば飯米や換金して納税その他にも供されていたと推測される。

そうすると籾貸出量が60俵~108俵の明治初期のこの時期も、おそらく20名以下の人数に、播種量を超える籾量が貸出されていたと考えることができよう。

そうしたこの時期の共有籾貸の播種量以外の用途を考える上で、貴重な史料が明治13年3月14日に竈村の戸長が静岡県令に提出した「地方税納メ得ザル無力者人名簿」<sup>26)</sup>があるので、それを次に引用してみよう。

農 明治4年ヨリソウドク病身相成、農業難相成、資力田畑無之者二付、村方ニテ救助米遣シ置、未ダ全治不致、戸数割地方税納メ得ザル無力ノ者二御座候也

農 是八明治5年ヨリソウドク長病二付、薬価諸雑費相定ノ地力ナクシテ居宅売外工借宅致シ候間、戸数高割是迄村方ニテ救助致シ来り候間、戸数割地方税納メ得ザル無力ノ者二御座候也

農 是八明治9年父二相分レ其後シヤク自病ト相成、且八同十年十月大風雨ノ節居宅風損致シ、資力田畑無之ニテ救助致来り候二付、今般戸数割地方税納メ得ザル無力ノ者二御座候也 (下線は、引用者)

ここでは鰥寡孤独、疾病、被災、貧困等により地方税を納め得ない者たちを、村が救助してきたことが記されている。共有籾も貧民救済のため、2回にわたって1俵ずつが別個に支給されていたことは既に見たが、そのみでなく籾貸しについても、その貸出者の階層(中下層の自小作・小作・日雇小商い兼小作)から推し量ると、播種用のみでなく、飯

25) 以下の共有籾の運用の実態についての叙述も、断らないかぎり注14の拙稿による。

26) 『御殿場市史』第五巻、495~496頁。

米確保、生計扶助、納税上進といった用途に供されていたと考えて間違いのないであろう。共有金の貸出しについても、その貸与人名は判明できないが、おそらくこうした貧民救済の要素も含まれていたものと思われる。

以上見てきたように、大区小区制下における小学校行政の村々への浸透を図る上で、学区取締の職務を担った名望家の活動が大きな役割を担うとともに、村々においてもそうした指導を受けつつも、村独自の判断と裁量で、政府が繰り出す上知令等の他の施策を利用して土地や資金を捻出し、また独自に運用してきた共有金穀や無尽等を巧みに活用して、小学校建設を初めとして増大する近代化事業の経費に当て、貧民の負担軽減にも資していったのである。この過程で村では、小学校建築・運営への対応や共有金穀の運用、さらに上知令に対応した寺社地・枯損木等の処分について、幾度も村寄合を重ねることで、討議する行政村的要素を強めていった。さらに籠村は小学校を共同経営する萩蕪・沼田の両村との協議も不可欠であったことから、村を越えた共同の契機（小学校の位置など対立的契機も含まれていたことは言うまでもない）も新たに育まれていったといえよう。

### 【3】地租改正事業への対応

#### 1. 耕宅地における改組事業

当地の地租改正事業については、『御殿場市史』『小山町史』によってその詳細な過程が解明され、特に後者において松元宏氏によって、第一大区（駿東郡）では、村々の相互対立が長引き地価算定のための地位詮定作業が行詰るなかで政府・県による実地踏査がなされるが、それにしづとい抵抗を続けて旧貢租と比べて軽減的な地価を承認させた実態を明らかにしている<sup>27)</sup>。

前項で確認した大区・小区の吏員および村

における戸長等の職掌を定めた「正副区長職掌規定」「正副戸長職掌規則書」では、地租改正の遂行に関わる具体的事項はほとんど見られなかったが、地租改正事業がまさに大区小区制の行政機関を通じて遂行されたものであることを、布達等の指令・伝達のあり方から確認しておこう。

政府は明治5年（1872）2月土地売買の自由を許可するが、それに伴い同7月、土地譲渡に際しても必要となる地券交付（いわゆる壬申地券）を一筆ごとに行う旨、各府県に通達している。これを受け静岡県では、8月21日、管下81区に対し、9月20日までに村々の地券発行準備を整えるよう通達した。これを受けた第六区の小沢利三郎副戸長は、管轄9か村の戸長を招集し、この通達の趣旨を伝え、地券発行への準備を促している。

この壬申地券には、地番・地目・面積・石高・地価・所有者が記載されるため、それらを確定するための調査、絵図・一筆限帳の作成、さらに不分明地やいわゆる「年季売り」になっている土地の所有者確定には大きな困難を生じたが、それらの作業はすべて村々の費用と労力によって行われた。

明治6年7月28日政府は地租改正法を發布し、静岡県では、同7年11月地租改正掛を置き、翌8年10月には、「区戸長を改正事務兼務に申付け、区長は大区の、副区長は小区の各々改正事業の統括を命じられ、村々の正副戸長に対しても通常業務のほか改正事務が加わ（り）・・・一村限りの地租改正取調用掛が一村3～4名選出された」<sup>28)</sup>のである。

27) 以下、当地における地租改正事業の具体的展開過程と官民有区分の記述は、断らないかぎり『御殿場市史』第八巻第13章第三節「地租改正と農民の生活」(船川豊執筆)及び『小山町史』第八巻第1章第4節「地租改正」(松元宏執筆)による。

28) 『小山町史』第八巻、66頁。

地租改正の具体的作業は、1筆ごとに改めて土地所有者（地租負担者）を確定し、地境・地番・地種を定め、面積の測量調査を行う「地押丈量」の作業と、それに続く地価算定であった。地押丈量は、村内の田畑寺社山林屋敷地すべてを対象とし、測量技術も伝習所で修得して農民自らが測量した。これらの測量作業の推進やそのための協議や利害対立の調整も地主総代が行った。

地価算定作業の基礎となる耕地の収穫量の決定は、村位・地位の等級を定める方式が採られたが、田畑等の地位は、地主総代が、地味の肥瘠、水旱損の厚薄、裏作の有無等の条件を調査して詮定し、それを村内地主一同に示し、さらに地主全員でその当否を協議し、投票を以って決定された。

こうして地租改正の具体的進展過程そのものが、村における土地所有者間の協議と調査を推し進め、最終的には投票による多数決によって利害調整するという方式が採られた。

次に、各村ごとに作成された地位等級表を比較考量して小区における統一した基準で各村の地位等級を連結させる作業が進められるが、これを担当したのは、各村が選出した地主惣代人から複選によって選ばれた代表者達であり、彼らが踏査して作成した比較基準が等級ごとに投票によって決定されるという手順が踏まれた。

こうした地位等級の統一基準策定による連環作業では村々の利害調整がつかず、政府が目指す村郡国（駿河の国）県という連環作業による県レベルでの統一的な村位・地位等級の作成という目論みが挫折するに及んで、県では一郡レベルでの連環方針に改め、駿東郡の収穫量・地価等の査定額を示してその受入を駿東郡惣代人・戸長・副戸長・副区長らに要請した（明治11年11月）。

しかし、惣代人らは協議の結果県の提案を受け入れることを拒み、改組作業は行詰る。

その後、結局、地位詮定は小区単位で県による実地踏査を受け入れる形で進捗するが、『小山町史』によれば、五ノ小区の村々では、駿東郡の踏査官に対して、副区長を務めた小野勇逸が寒冷地、富士山噴火の砂降り地といった当地の特性を訴えてしばとい抵抗を続け、旧貢租に比して軽減的な地価を承認させたと考えられると記している<sup>29)</sup>。

ここに見る副区長小野勇逸の活動なども、政府の施策を町村に忠実に敷衍しようとする官吏の側面だけでは捉えきれず、地元村落の利害を代表して上級官庁とも対峙する村惣代としての役割を担っていたことが指摘できよう。

このように地租改正の過程は、村及び村を超えた小区レベルにおいても地主惣代（＝土地所有者代表）による協議と利害調整、投票による決済の方式がとられた。だがそうした土地所有者代表による投票＝多数決による決済という方式が、どの程度従来の寄合による全会一致を原則とした合議のあり方を実質的に掘り崩していき、町村会的な要素を準備していったのかは、詳らかにしえない。少なくとも当地では、これを機に町村会が形成されたという事例は確認できないし、むしろ前項で見たように、地租改正の過程で判明した空地・潰地等の処分は村寄合で決定され、村の共同の利益のために支弁されているのである。また村落間の利害調整も困難をきたしていたことから、むしろそうした投票様式の決済のあり方が円満な利害調整をかえって阻害していたことも考えられる。

## 2. 官民有区分と入会林野の再編成

改組事業は耕宅地ばかりでなく、山林に及んだ。そこでは山林の所有関係を明確化することがまず求められたが、山林には一村ある

29) 『小山町史』第八巻、77頁。



いは数か村の村民たちが共同利用の形で活用してきた入会山が多く含まれていた。この過程で国家は所有関係が判然と証明できない土地を官有地に編入し民有地から分離する官民有区分を行った。従って、入会地は、まず村持や数か村共有といった所有関係を伴った土地であるか、山野の自然物採取の利用のみの入会地であったかを確定することが求められた。いずれにせよ、山永・秣永などの山税を支払っていたとしても、所有の明瞭な証拠が確認できない場合には、民有地とはならず官有地に編入された。こうした官有地の拡大政策によって、当地では箱根山麓の大部分と富士山麓の4割程度が官有地に編入されていた。

民有の公有地と認定された場合にも、従来慣習に委ねられていた村落間の利用関係(入会関係)や錯綜する境界を確定する作業が進行した。だが、村落間で入会関係の調整が長引いたり争論に発展したりした場合には、静岡県は「村々の入会関係に立ち入らず、その確定を前提に官民有区分を行っていた」<sup>30)</sup>という。

当地は、箱根山麓と富士山麓の広大な山野に囲まれ、一つの村落がいくつもの入会山林を他村と共有し、共同利用してきており、またそうした関係も藩制期に幾多の変遷を遂げたものもあり、地租改正時に改めて境界線や所有・利用の関係を明確化する段に及んでは、村落間に幾多の意見の齟齬・対立が生じ、それが争論に発展して裁判にまで持ち越されることも少なくなかった。

四ノ小区の竈村の場合を見ると、二子村地先七か村入会地、北久原村外十四か村入会地、東田中地先秣刈敷場十二か村入会地、神場村地先十三か村入会地を共有し、さらに広域な入会地では、印野村外三十九か村入会地(十

文字) 印野村外三十五か村入会地(トウジコヤ) 印野村外六十三か村入会地(大野原) 須山村外三十八か村入会地(大野原)に属していた。

これらのうち二子村地先七か村入会地については、従来二子村にて管理してきたが明治6年壬申地券発行の際には「入会総代境界調印等迄相済候」にもかかわらず、地租改正事業によって山林原野実地丈量を行った際には、旧芝地改正反別10町歩余について、入会村々より、従来通りの入会慣行を認めるべきとの申し立てがあり、一同協議の上、明治13年2月入会規定書を取結び、7か村戸長・小前惣代署名捺印の上、当該箇所6か村による入会地としての認定と山元村である二子村の利用権などを協定している。<sup>31)</sup>

北久原村外十四か村入会地の場合は、享保・元文期に絵図面を付し規定書を取交し、文政期には空地・芝地の区分、境界改組などしたが、その後年月を経る間地目変換等も生じ、地租改正時に14か村合議の上実地調査を行ったところ、所有・権利関係においてしばしば齟齬を生じ、調停が成立しがたく、ついに「公裁ニモ可及場合」となった。対立は、村持地を持つ「野付六か村」と入会関係を有する「入会八か村」の間で起こったもので、中清水村と萩原村という当該入会地に関係を持たない村の戸長が仲裁者となって明治12年5月に示談が成立している。竈村ほか入会八か村は、野付六か村に合計50円の示談金を払い、芝地の確保を認められ、そこでの「切添切開新林等互ニ致間敷候」事を約定している。<sup>32)</sup>

東田中地先秣刈敷場十二か村入会地についても、明治9年(1876)地租改正実地丈量に際し、境界争いが発生したが、明治13年(1880)11月に至ってようやく協議が成立し、

30) 同前書、79頁。

31) 『御殿場市史』第五巻、505～507頁。

32) 同上書、501～505頁。

境界線が確定している。ここでも調停に当たったのは、利害関係のない深沢村・萩原村・新橋村の各戸長であった。<sup>33)</sup>

上記三つの事例はいずれも、争論が解決に至るまで地租改正事業が本格化した明治8・9年から4～5年という長い月日が経過していた。

五ノ小区においても、現小山町域内の村々の入会う足柄山・白倉山・大沢入山・峰坂山・綱山・北山はそれぞれ明治14～19年(1881～1886)の間に、関係村々の間に利害調整がなされ、境界・地積・地種、所有権が確定され、改めて民有の共有地として利用規定が条文化された。このうち足柄山入会地は明治10年来、山元村の竹之下村と菅沼村の4字が入会区域をめぐって訴訟で争っていたものが同19年によく和解したものであり、峰坂入会地も明治6年地券発行以来、柳島村・藤曲村4字・菅沼村の3者が、入会区域や入会種類等をめぐって争っていたものが同15年に和解したものであり、両ケースとも解決まで9年という長い歳月を要している。<sup>34)</sup>

さらに須走山・西沢山・印野山・大野原といった東富士山麓に広域に広がる入会地についても、明治13年～18年にかけて関係村々の利害が調停されて入会協定の約定書が取り交わされている。ここでもやはり、須走山入会地の場合には、山元村の須走村と他の20か村が入会場の境界をめぐって激しい争論を展開して大審院まで訴訟が持ち込まれ、敗訴した村々は「竹槍、蓆旗を携え須走へ押寄せたという」<sup>35)</sup>。こうした争論の調停には当時棚頭村戸長を務めた小野勇逸らの尽力があったという。

こうして、明治8年以降地租改正事業の本

格的展開によって、当地の村々は、入会山の所有・権利関係、境界、利用方法等をめぐって、幾重にも重なる複雑で激しい争論を展開していったのであるが、それがひと段落着くと、今度は国家に対する民有地引戻しの運動を村々共同し連携して粘り強く展開していった。印野村外六十三か村入会地(大野原)では、山元村の印野村と他の入会村との間で争論になり、明治12年には訴訟に及び審理中に和議が成立しているが、その後15年1月になると同入会地を民有地編入を目指す運動が精力的に取組まれている。

この運動の経緯を綴った川島田村の芹沢十平の記録<sup>36)</sup>によれば、15年1月より16年7月頃まで、関係する村々の代表が、時には1月数日間にわたって御殿場等に集まって会合を重ね、沼津にある郡役所に出頭したり、県官の出頭を迎えて協議したりして、粘り強く運動を進めている。この記録には、「二枚橋村正定寺ニテ各村長并二村惣代一名ツツ出頭ニテ」(明治15年2月22日)とあるように入会関係各村の代表者が随時集会して運動を進めており、その中には、かつて対立した山元村の印野村とその他の村々の名も見える。また「旧四小区一同戸長并二村惣代名ツツ、ニテ合議致ス」(明治15年5月4日)、「旧四五小区ノ内惣代戸長方ヨリ民有地引戻ノ件々書面ニテ御殿場村ニ出頭ス」(明治16年4月17日)とあるように、郡区町村制の時代になっても郡と村との中間にあってその介在役を果たしていた小区という旧行政区域が引き続き村々を束ねる単位として機能していることがわかる。

ともあれこうした数か村協力した運動が功を奏して、明治17年3月には民有が決定している。

33) 同前書、507～508頁。

34) 『小山町史』第八巻、81～83頁。

35) 同上書、83～84頁。

36) 『御殿場市史』第八巻、522～530頁。

### 3. 調停者の役割

ここでこうした長期にわたる入会争論を妥協に導き和議に導くにさいして、地元の名望家はどのように活動したのかを、上記入会争論の解決にあたって調停者として活躍した小区副区長小野勇逸に則して見ていこう。

小野家は、藩制期に棚頭村の名主を務めた家柄であり、勇逸は明治に入ってから棚頭村戸長、五ノ小区副区長等を務めた。明治23年(1890)の北郷村村税戸数割等級では19等中8等に属する中・上層の耕作地主で、「明治7年二八率先シテ養蚕ノ範ヲ地方ニ垂レ、又育駿社ト名ツクル社ヲ設立シテ奥州ヨリ馬ヲ買來リテ地方ニ馬ヲ安ク売ランコトヲ計リ」(『北郷村志』)というように、養蚕業や役畜業にも熱心な勤業家であった。また彼は、明治40年北郷村に功労者表彰者規定が設けられると、「教育ニ尽力」「道路」「富士瓦斯紡績ト地方ノ利益」等の活動と並んで、地租改正時の困難に対処し、複数の村落間の争論を収めた功労で表彰を受け、銀杯を授けられている。その地租改正時の小野勇逸の功績について『北郷村誌』では以下のように具体的に記されている。

町村内公益貢献者 小野勇逸氏ノ伝記

#### 一. 地租改正ニ困難

明治九年地租改正時ノ時御殿場以北三十四ヶ村ノ大区長トナリ、四年間ニ渉リ各村ノ地味ノ良否ヲ検シ各村地主總代人ト実地審査ヲ遂ケ、容易ニ纏ラザリシ地租ヲ各村平等ノ連結等級ニ定メタリ

#### 一. 入会原野紛争の調停

地租条例発セラレ各村地盤丈量ノ結果入会原野ノ境界ニ付各地非常ノ争論ヲ生ゼリ、之レガ調停ヲナセシ重ナルモノ左ノ如シ

イ. 駿東郡須走村地先境界。須走村対古沢村外拾七ヶ村、大審院迄出デシモ、之

レヲ調停、明治十六年

- ロ. 全郡用沢村地先境界、用沢村対一色村外拾七ヶ村、控訴院迄出デシモ之レヲ調停、明治十六年
- ハ. 全郡印野村地先入会全部保存、萩原村外三十五ヶ村原告訴訟ノ取消トナス、調停ノ結果、明治十一年
- ニ. 全郡板妻村地先入会境界、川島田村外廿一ヶ村訴訟シテ判決ニ至ラザルニ仲裁シテ示談セシム
- ホ. 全郡仁杉村地先入会、茱萸沢村対拾八ヶ村、出訴中和解セシム、明治十三年
- ヘ. 全郡足柄村竹之下地先二付菅沼村ト争論、大審院迄至リシモ双方ニ便宜ヲ与ヘテ落着セシム、年不明(明治19年、引用者)

ここで小野勇逸が「明治九年地租改正時ノ時御殿場以北三十四ヶ村ノ大区長トナリ」とあるが、「大区長」というのは誤りで、彼は明治10年までは五ノ小区に3名置かれた戸長職にあり、11年5月には副区長(それまでの小区長)の職に就いている。従って、五ノ小区下の村々を管轄する最高責任者の役職にあったことは確かである。ここではまず、小野がそうした職務上の地位からくる職責を全うして、各村の地主惣代人から複選された惣代人と協力して、各村ごとに作成された地位等級表を比較考量し実地審査して、小区における統一した基準で各村の利害を調整し、「各村平等ノ連結等級」を進めていったことが「功労」として評価されているのである。

さらに、地租改正に伴う入会林野の再編や官民有区分の際に、それと連動して起こった村落間の数々の争論についても、それを調停し仲裁、和解せしめた能力が「功労」と評されているのである。山野争論の調停は、時に小区の範囲を超える広域に及ぶこともあり、時期的にも大区小区制を過ぎ、郡区町村制か

ら連合戸長役場時代に及んでいる。しかしながら小区副区長である小野勇逸が、山野争論で数々の村落間の調停活動をなしえ、和解に導きえたのは、地租改正時における連環式地位等級決定過程の中で、小区内の村々の利害調節に尽力し、成果を挙げていた経験が、いかに生かされたかと推測できるのである。

### おわりに

ここで、以上検討してきたことをまとめておこう。

第一に、静岡県駿東郡地方においては、大区小区制の区分けは、大区は郡、小区も基本的に藩制期からの系譜を引く旧筋などの組合村の範囲を基礎としており、その下の村々にも副戸長や村用掛が置かれ、諸行政を村末端で受け止める機関として行政的に明確に位置付けられていた。小区長や小区内に村組単位で数名置かれた戸長や各村の副戸長も、以前の名主・組頭かその子息達であり、基本的に藩制期からの行政区画と人的系譜を踏襲するものであった。

第二に、政府は、そうした伝統的な地域の行政区画と支配層に依拠しながら、その民衆世界を大きく打破・再編する国民国家を形成するための近代的諸政策を次々に地域に展開していかなければならなかったが、そのためにまず、「諸事変革についての説諭書」や「郡中心得条目」、「村々戸長心得」を發布し、そこでは近代化諸事業については教育・戸籍・公租等以外は触れずに、むしろ従来からの村落共同体の秩序・倫理を尊重し、維新変革者として旧弊を排除して百姓の訴えを聞き、不正・不当を廃することで、村落の平和・安全・繁栄をもたらす善政の施行者として立ち現れて、戸長および村民たちの信頼を得ることに努めたのである。

第三に、そうした上で、大区小区制の区割

りが整い、本格的な近代化政策の施行期に及ぶと、明治6年5月「正副区長職掌規定」を設けて大区の行政と正副区長の職務を詳細に規定し、さらに同7年8月「正副戸長職掌規則書」を發布して、小区以下村々における諸行政と職務を厳格に規定し、さらに区戸長とも給与を定めて、官吏に準じる職務であることを明確にしている。ここにおいて、県 大区 小区 村という国家政策の上意下達、下意上達の行政機構が整えられ、戸籍・教育・徴兵・衛生・殖産等にわたる近代化諸事業の推進が区・戸長等の官吏に準じた職務として具体的に規定されたのである。

第四に、大区小区制下における主要な近代化政策の一つである小学校の建設とその運営においては、小区という新たな行政機構とともに、地域において広い政治的経済的影響力を持ち、社会的信用・名声を備えた名望家層や彼等が束ねる村落共同体が重要な意義を持った。政府が学区取締に登用した名望家層は、その社会的影響力を行使しながら、県・大区・小区・村の吏員たちと密接な連携を図りつつ、小学校建設、就学向上、学資金確保、教員確保と研修、試験の円滑な施行指導を図り、さらに村落間の小学校をめぐる諸対立の調停をも果たしながら小学校教育の普及に尽力していたのである。

また末端の村落に対して国家は、寄合や共有金穀・講・無尽といった従来からの村落共同体に関わる諸機能については大きく手を触れず、村民たちの裁量に委ねられていたことから、村を束ねる旧村役層は、小学校建設のような政府が推進する巨大な近代化政策については、寄合を重ねて対応策を検討し、上知令など他の近代化策の利用並びに共有金穀・講・無尽等の動員、地租改正によって判明した空地・潰地等の村による処分と共有金への繰り入れといった共同体諸機能をフルに活用することで資金を捻出し、小学校建設を初め

として増大する近代化事業の経費に当て、貧民の負担軽減にも資していったのである。

この過程で末端の村は、国家の行政への対処を幾度も村寄合を重ねて討議する行政村的要素を強めていった。だが、副戸長などの役職も、単なる国家行政を末端村民に下達する準官吏としてのみ働いたのではなく、村の利害を総括して代弁し上級官庁に対してその実現を図っていこうとするいわば村方惣代としての役割をなおも強く担っていたといえよう。

それでもなお、この時期小学校の就学率・出席率は十分向上せず、分校の処遇をめぐる村落の不満も十分解消された訳ではなかったのである。

第五に、地租改正の過程においても、「地租改正人民心得書」が布達されて、区長は大区での、副区長は小区での、そして正副戸長は村々での地租改正事務が申し渡され、村々では改正作業を指導的に行う地主総代が投票公選で選ばれ、まさに大区 小区 村の体制が、地租改正の布達伝達においても実施業務においても母体となっていた。

各村における耕地収穫量・地位の詮定作業等の過程や村を越えた地位等級の統一基準策定のための連環作業においても、地主惣代による協議と利害調整が図られ、投票による決済の方式も広まっていった。奥村弘はこうした過程において、従来の村請制にもとづく村

の職能的編制が地租改正によって解体させられ、地域内諸利害の調整と地域一般の利害への対処という公共機能を持つ町村の地域団体化がいきに進行したと指摘している<sup>37)</sup>。

しかしなおこの時期村寄合は、増大する国政事業への対処や負担に耐え得ない貧窮民の救済等のために、共有金穀や無尽等の運用、空地・漬地等の村ぐるみでの処理等によって、むしろ活発に機能していたのであり、村落間の調整においても、投票形式による調整が十分機能したとは必ずしも言えず、対立を解消し得ないまま政府 県の目論む郡・県レベルの統一した村位・地位等級の作成は挫折してしまったのである。

激化する入会争論においてはなおさら、小区のレベルを超えた広域の利害調整が要請されたが、そうした投票方式では埒があかず、また県 大区 小区の官僚的統制強化によってのみそれが果たされたわけでもなかった。むしろそうした複雑な村落間の調整では、小野勇逸のような村内外の利害調整に長けた名望家の社会的力量に委ねられていたのである。それでも村落間の争論収束には大区小区制の時期をも越えて数ヶ年という長年月を要していた場合も少なくなかったのである。

37) 奥村弘「三新法体制の歴史的位 置 国家地域編成をめぐって」『日本史研究』290号、1986年。